

亀山市告示第135号

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱を次のように定める。

平成27年6月17日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第2条第3項に基づき実施する生活困窮者住居確保給付金を支給する事業について、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常用就職 期間の定めがない労働契約又は期間の定めが6月間以上の労働契約による就職をいう。
- (2) 家賃額 申請者又は受給者が賃借する賃貸住宅の1月当たりの家賃額をいう。ただし、住宅扶助基準（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）に基づく額を限度とする。
- (3) 国の雇用施策による給付 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）をいう。

(4) 不動産媒介業者等 不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

(給付金の名称)

第 3 条 この告示により給付する給付金は、亀山市生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)という。

(事業の実施体制)

第 4 条 市は、自ら事業を実施するほか、市が直接行うこととされている事務を除き、法第 4 条第 2 項の規定により、自立相談支援事業の事務を生活困窮者自立支援法施行規則(平成 27 年厚生労働省令第 16 号)第 9 条に規定する者(以下「自立相談支援機関」という。)に、事業の全部又は一部を委託するものとする。

(支給対象者)

第 5 条 支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 離職又は自営業の廃業(以下「離職等」という。)により経済的に困窮し、住居を喪失した者(以下「住居喪失者」という。)又は住居を喪失するおそれのある者(以下「住居喪失のおそれのある者」という。)

(2) 申請日において、65 歳未満であって、かつ、離職等の日から 2 年以内の者

(3) 離職等の日において、主たる生計維持者(支給対象者が属する世帯の生計を主として維持している者をいう。以下この号において同じ。)である者又は申請時において、離職等の日以後に離婚等を原因として主たる生計維持者となっている者

(4) 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)の収入の合計額が、基準額(収入額(市民税均等割額が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額とし、その額に 1,000 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)に 12 分の 1 を乗じて得た額(1,000 円未満の端数があるときはこれを切り上げた額をいう。以下同じ。))に申請者の居住する賃貸住宅の家

賃額を合算した額以下であること（以下「収入要件」という。）
又は申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することが提出書類等により証明することが可能である者

（５）申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（金融機関に対する預貯金及び現金をいい、債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等を除く。以下同じ。）の合計額が基準額の６倍に相当する額（１００万円を超える場合は１００万円とする。）以下であること（以下「資産要件」という。）が提出書類等により証明することが可能である者

（６）公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行っている者

（７）国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者等が受けていない者

（８）申請者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者

（就職活動要件）

第６条 自立相談支援機関は、支給対象者に対して、就職に向けた次の各号に掲げる就職活動を行うことを指示するものとする。

（１）月４回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

（２）月２回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。

（３）週１回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。

２ 自立相談支援機関は、住居確保給付金の支給申請を受けて、亀山市生活困窮者自立相談支援要綱（平成２７年亀山市告示第 号）第６条に規定するアセスメントを実施し、及びその結果に基づき同条に規定するプラン（以下「プラン」という。）を策定するものとする。

3 前項のアセスメントにおいては、支給対象者の離職等の理由及び期間、資格の有無等を総合的に勘案し、支給対象者の状況に応じた適切な就労支援を選択するものとする。

(支給額等)

第7条 住居確保給付金の支給額は家賃額に相当する額とする。ただし、申請日の属する月における、申請者等の収入合計額が、第5条第4号の基準額を超える場合の支給額は、次の式により算定した額(その額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げた額)とする。

家賃額 - (月の世帯の収入額 - 基準額)

2 住居確保給付金は、1月ごとに支給する。

(支給期間等)

第8条 住居確保給付金の支給期間は、3月間を限度とする。ただし、一定の要件を満たす場合は、申請により、3月間ごとに9月間までの範囲内で支給期間を延長することができる。

2 住居確保給付金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月の家賃相当分から開始する。

(1) 新規に住宅を賃借する者 入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分

(2) 現に住宅を賃借している者 申請日の属する月に支払う家賃相当分

(支給方法)

第9条 住居確保給付金は、亀山市福祉事務所(以下「福祉事務所」という。)から、不動産媒介業者等の口座に振り込むものとする。ただし、口座振込により難しい場合であって、かつ、受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座に振り込む方法によらないことができる。

(支給申請の受付)

第10条 自立相談支援機関は、受給希望者に対して、住居確保給付金申請時確認書(様式第1号。以下「確認書」という。)の説

明を行い、確認書に掲げる誓約事項及び同意事項すべてについて承諾をした上で申請することについて、署名を得るものとする。

2 自立相談支援機関は、受給希望者に対して、次の各号に掲げる事項を伝達するものとする。

(1) 支給期間は3月間であること。ただし、常用就職に至らなかった場合には、支給最終月の末日までに延長等の申請を行い、当該受給中は誠実かつ熱心に第6条第1項各号に掲げる就職活動要件を行い、かつ、延長等の申請時において第5条各号に掲げる要件を満たしている場合は、3月間の延長が2回まで可能であること。

(2) 申請者等の収入合計額が基準額を超える場合は、第7条の計算式に基づき家賃額の一部の支給となること。ただし、その後基準額まで収入が下がった場合は、その時点で変更申請することにより家賃額の満額の支給が可能となること。

(3) 住居確保給付金の支給額は家賃相当分(月額)であり、管理費等の対象外費用は自ら支払う必要があること。

(4) 住居喪失者については、入居する賃貸住宅は住宅扶助基準に基づく額以下の家賃額に限ること。住居喪失のおそれのある者については、入居している賃貸住宅が住宅扶助基準に基づく額を超える家賃額である場合、支給額は住宅扶助基準に基づく額が上限となり、自己負担が発生すること。

(5) 住居確保給付金は、申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできないこと。

3 受給希望者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)に添付書類等を添えて、自立相談支援機関を経由して福祉事務所に提出しなければならない。

4 自立相談支援機関は、受給希望者に対して、申請書の必要事項の記載等を助言するものとする。

- 5 自立相談支援機関は、本人確認書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請を受理するものとする。
- 6 自立相談支援機関は、前項の申請の受理において、証拠書類等が整っていない場合は、追加提出を指示するものとする。
- 7 福祉事務所で受給希望者から申請等があった場合は、自立相談支援機関に速やかに連絡をするものとする。
- 8 福祉事務所は、申請書を受理し、その内容が適正であると判断した場合は、住宅喪失者に住居確保給付金支給対象者証明書（様式第3号。以下「対象者証明書」という。）を交付するものとする。

（添付書類）

第11条 申請者が申請書に添えて提出する添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

（1）本人確認書類

運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等のうちいずれかの写し

（2）離職関係書類

2年以内に離職等したことが確認できる書類の写し

（3）収入関係書類

申請者等のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

（4）金融資産関係書類

申請者等の、申請日の金融機関の通帳等の写し

（公共職業安定所への求職申込み及び国の雇用施策等の利用状況の確認）

第12条 自立相談支援機関は、公共職業安定所への求職申込みを行っていない申請者に対して、申込みを指示するものとする。

2 申請者は、公共職業安定所から交付を受けた、求職受付票（ハローワークカード）の写し（以下「追加提出書類」という。）を、自立相談支援機関に提出しなければならない。

3 自立相談支援機関は、雇用施策等（雇用保険及び職業訓練受講給付金）の利用状況について、求職申込み・雇用施策利用状況確認票（様式第4号）に基づき、公共職業安定所に対して、求職申込・雇用施策利用状況の確認を依頼するものとする。また、緊急の場合は、申請者に対して、求職申込・雇用施策利用状況を確認する書類を交付し、申請者本人が公共職業安定所に持参し確認を得て再度提出するよう指導するものとする。

（申請書の写しの交付）

第13条 自立相談支援機関は、申請者に申請書の写しを交付する。

2 申請書の写しを交付する場合は、住居喪失者にあつては入居予定住宅に関する状況通知書（様式第5号。以下「予定住宅通知書」という。）を提出させ、住居喪失のおそれのある者にあつては入居住宅に関する状況通知書（様式第6号。以下「住宅状況通知書」という。）を提出させるものとする。

（住居の確保及び不動産媒介業者等との調整）

第14条 住居の確保及び不動産媒介業者等との調整については、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりに行うものとする。

（1）申請者が住居喪失者の場合

ア 自立相談支援機関は、申請者に対して、各種不動産業界団体の会員リストや、理解を得られた不動産媒介業者の情報を提供するなど、住居確保のための支援を行う。

イ 申請者は、不動産媒介業者等に、申請書の写しを提示して、当該業者等を介して住居を探し、本給付の支給決定等を条件に入居可能な住居を確保する。

ウ 不動産媒介業者等は、申請者の入居希望の住居が確定した後、申請者に申請者が持参した予定住宅通知書に必要事項を記載して交付する。

エ 申請者は、交付を受けた予定住宅通知書（以下「追加提出書類」という。）を自立相談支援機関に提出する。

（２）申請者が住居喪失のおそれのある者の場合

ア 申請者は、入居住宅の不動産媒介業者等に対して、申請書の写しを提示して、必要事項を記載した住宅状況通知書の交付を受ける。

イ 申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しを添付して、交付を受けた住宅状況通知書（以下「追加提出書類」という。）を自立相談支援機関に提出する。

（審査）

第 15 条 自立相談支援機関は、申請書、第 11 条各号に掲げる添付書類及び追加提出書類（以下これらを「申請書等」という。）が一式そろった時点で福祉事務所に送付するものとする。

2 福祉事務所は、提出された申請書等に基づき、支給申請の審査を行うものとする。

3 福祉事務所は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、申請者の収入及び資産の状況について、法第 16 条に基づき、銀行等に報告を求めることができる。

4 前項の報告の求めは、生活困窮者自立支援法第 16 条の規定に基づく報告等について（依頼）（様式第 7 号）に、当該事項についての申請者の同意を含む申請書及び確認書の写しを添付して行うものとする。

5 福祉事務所は、審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者に対象者証明書を、自立相談支援機関を經由して交付するものとする。

6 自立相談支援機関は、対象者証明書の交付にあたって、対象者証明書の交付をもって就職活動要件を満たすため就職活動等を開

始することを申請者に指示し、申請者が住居喪失者である場合は住宅確保報告書（様式第8号）を交付するものとする。

- 7 福祉事務所は、審査の結果、本給付の支給が認められないと判断された申請者に対して、不支給の理由を明記した住居確保給付金不支給通知書（様式第9号）を、自立相談支援機関を経由して交付し、不動産媒介業者等に対して、不支給となったことを連絡するものとする。

（住居喪失者の住宅の賃貸借契約の締結）

- 第16条 住居喪失者は、予定住宅通知書の交付を受けた不動産媒介業者等に対して、審査の結果、交付された対象者証明書を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結しなければならない。

- 2 住居喪失者は、住宅入居後7日以内に、住宅確保報告書に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、自立相談支援機関等を経由して福祉事務所に提出しなければならない。

（支給決定等）

- 第17条 福祉事務所は、審査を終えた申請書及びプランについて、亀山市生活困窮者自立支援事業支援調整会議要綱（平成27年亀山市告示第 号）に規定する亀山市生活困窮者自立支援事業支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）にて適切であるか確認しなければならない。

- 2 緊急に支給が必要な場合は、プランの作成や支援調整会議の確認を経ずに支給することができるものとする。

- 3 前項の支給を行った場合は、支給を行った後、支援調整会議に支給の報告をしなければならない。

- 4 福祉事務所は、支援調整会議の確認を経て支給を決定する場合は、受給者に住居確保給付金支給決定通知書（様式第10号。以下「決定通知書」という。）を、自立相談支援機関を経由して交付するものとする。

- 5 自立相談支援機関は、受給者に決定通知書を交付するときは、次の各号に定めるとおり指導するものとする。
- (1) 確認書の誓約事項 1 を指示し、実行を指導すること。
 - (2) 決定通知書の写しを不動産媒介業者等に提出すること。
- 6 自立相談支援機関は、受給者に決定通知書を交付する場合は、常用就職届(様式第 1 1 号)、職業相談確認票(住宅確保給付金・総合支援資金)(様式第 1 2 号)及び住居確保給付金常用就職活動状況報告書(様式第 1 3 号)を交付するものとする。
- 7 自立相談支援機関は、住居確保給付金の支給決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所、社会福祉協議会(受給者に総合支援資金の貸付を行っている場合に限る。)等の関係機関に、決定通知書の写しを送付して情報提供するものとする。
- 8 自立相談支援機関は、必要に応じて受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行うものとする。

(常用就職及び就労収入の報告)

第 1 8 条 受給者の常用就職及び就労収入の報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりに行うこととする。

(1) 常用就職の報告

受給者は、支給決定後に常用就職した場合は、常用就職届を、自立相談支援機関を経由して福祉事務所に提出するものとする。

(2) 就労収入の報告

前号の報告を行った受給者は、当該報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月、自立相談支援機関を経由して福祉事務所に提出しなければならない。

(支給額の変更)

第 1 9 条 福祉事務所は、次の各号に掲げる場合に限り、受給者から変更申請があったときは、第 7 条に規定する額の範囲において、支給額の変更を行う。

(1) 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合

(2) 家賃の一部支給による支給の場合において、支給期間中に収入が減少した結果、基準額を下回った場合

(3) 借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合

2 支給額の変更は、住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うこととし、次の各号に定めるとおり行うこととする。

(1) 支給額の変更をしようとする受給者は、住居確保給付金変更支給申請書（様式第 1 4 号）を、自立相談支援機関を經由して福祉事務所に提出しなければならない。

(2) 福祉事務所は審査の上、住居確保給付金支給変更決定通知書（様式第 1 5 号）を、自立相談支援機関を經由して受給者に交付した上で、支給額を変更するものとする。

（支給の停止及び再開）

第 2 0 条 住居確保給付金の支給中に、国の雇用施策による給付を受給することとなった場合は、住居確保給付金の支給を停止し、国の雇用施策による給付の受給が終了した後、受給者本人から希望があれば、住居確保給付金の支給を再開することができる。

2 支給を再開した場合は、再開前の支給期間は通算し、その限度は第 8 条の規定を準用する。

3 第 1 項の支給停止及び再開の手続は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 国の雇用施策による給付の受給が決定した受給者は、住居確保給付金支給停止届（様式第 1 6 号。以下「支給停止届」という。）を、自立相談支援機関を經由して福祉事務所に提出しなければならない。

(2) 福祉事務所は、支給停止届を受理した場合は、当該受給者に住居確保給付金支給停止通知書（様式第 1 7 号）を、自立相談支援機関を經由して交付するものとする。

(3) 住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、訓練修了時まで住居確保給付金支給再開届(様式第18号。以下「支給再開届」という。)を、自立相談支援機関を経由して福祉事務所に提出しなければならない。

(4) 福祉事務所は、支給再開届を受理した場合は、当該受給者に住居確保給付金支給再開通知書(様式第19号)を、自立相談支援機関を経由して交付するものとする。

(支給の中止)

第21条 福祉事務所は、次の各号のいずれかに該当した場合、本給付の支給を中止とすることができる。この場合、自立相談支援機関は、できる限り証拠をもって、早急に福祉事務所に報告をするものとする。

(1) 受給者が、誠実かつ熱心に就職活動等を行わない場合又は就労支援に関する市の指示に従わない場合

(2) 受給者が、常用就職(支給決定後の常用就職のみならず、申請後の常用就職も含む)し、就労に伴い得られた収入が収入基準額(基準額に家賃額を加算した額)を超えた場合

(3) 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合(借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合を除く。)

(4) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な支給に該当することが明らかになった場合

(5) 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合

(6) 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合

(7) 受給者が生活保護費を受給した場合

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合

2 支給の中止の時期は、前項第1号及び第3号の場合にあっては翌月分家賃相当分から、同項第2号の場合にあっては翌々月分家

賃相当分から、同項第4号から第6号までの場合にあっては直ちに中止するものとし、同項第7号及び第8号の場合にあっては生活保護担当との調整等を勘案して中止の時期を決定するものとする。

- 3 福祉事務所は、第1項の規定により支給を中止した場合は、受給者に住居確保給付金支給中止通知書（様式第20号）を、自立相談支援機関を経由して交付するものとする。

（住居確保給付金の支給期間の延長等）

第22条 支給期間中に受給者が常用就職できなかつた場合であつて、第6条第1項各号に掲げる就職活動を誠実かつ熱心に行い、かつ、延長等の申請時において、第5条各号（第2号を除く。）に規定する対象者の要件を満たし、引き続き本給付の支給が就職の促進に必要であると認められる場合は、申請により、3月間を限度に支給期間を2回まで延長することができる。

- 2 前項の場合における支給額は、延長等申請時の収入に基づいて第7条第1項によって算出される金額とする。

- 3 前条第1項の規定により中止される場合を除き、受給者が支給期間の延長又は再延長を希望するときは、支給期間の最終の月の末日までに住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式第21号。以下「延長申請書」という。）を、自立相談支援機関を経由して福祉事務所に提出しなければならない。

- 4 福祉事務所は、要件を満たすと判断された場合は延長等の決定を行い、当該者に住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式第22号）を、自立相談支援機関を経由して交付するものとする。

（再支給）

第23条 受給者が住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当及び住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。）を受給して常用就職した後に、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）された場合で、第5条各号に

掲げる支給対象者の要件に該当する者については、第7条に規定する支給額及び第8条に規定する支給期間等により、再支給することができるものとする。ただし、従前の受給中に第21条第1項各号（第2号及び第7号を除く。）に掲げる要件に該当したことにより中止となった者には再支給することができないものとする。

- 2 自立相談支援機関は、再支給申請を受け付ける場合は、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことについて、確認書により誓約させるものとする。

（不適正受給への対応）

第24条 福祉事務所は、本給付の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、既に支給された給付の全額又は一部について受給者又は受給者であった者から徴収することができるものとする。

- 2 犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行うものとする。

（不適正受給防止のための取組）

第25条 福祉事務所及び自立相談支援機関は、不適正受給防止のため次の各号に定める取組を行うものとする。

- （1）自立相談支援機関は、申請時、本人確認書類の写しを必ず提出させなければならない。
- （2）自立相談支援機関は、受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認することにより、再支給などの不適正受給を防止するものとする。
- （3）自立相談支援機関は、住居喪失者に対して、住宅入居後に住民票を提出させなければならない。
- （4）自立相談支援機関は、必要に応じ、受給者等の住宅訪問及び居住実態の確認を行うことにより、居住環境や生活面の支援に

併せて、架空申請や又貸しなどの不正受給の防止に努めるものとする。

(5) 福祉事務所は、不正受給事件があった場合は、その概要、対応方針等について速やかに県に報告するものとする。

(関係機関との連携等)

第26条 自立相談支援機関は、受給者等の状況等について情報共有するなど、市、公共職業安定所、社会福祉協議会等関係機関との連携を緊密に行うものとする。

2 自立相談支援機関及び福祉事務所は、暴力団関係者の排除のため、警察等との連携を十分図るとともに、申請者の暴力団員該当性等について情報提供の依頼を行うものとする。

3 福祉事務所は、公共職業安定所から自立相談支援機関に誘導される受給希望者があることから、日常的に情報共有を図り、相互の施策の理解を深めるとともに、円滑に支給事務が行われるよう努め、就労支援についても、受給者の状況を把握、共有し、より効果的な支援を連携して行うこととする。

(その他)

第27条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の就職活動要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
 - ・月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ・月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
 - ・週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 再支給の申請ではない(過去に住宅手当、住宅支援給付、又は住居確保給付金を受けたことがない。)こと又は再支給の申請であるが従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。)されたこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではなく、受給期間中において暴力団員にならないこと

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - 住居確保給付金受給者が常用就職後、その就労による給与収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)
 - 申請内容に偽りがあった場合
 - 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - 受給者が生活保護を受給した場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年 月 日

亀山市福祉事務所長様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名 _____

記名押印又は署名

印

当初申請時

添付書類

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 本人確認書類 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写しのいずれかの写し2 離職関係書類 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し3 収入関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し4 金融資産関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し |
|---|

追加提出書類

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 求職申込関係書類 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票(ハローワークカード)の写し2 入居(予定)住宅関係書類<ol style="list-style-type: none">(1) 住居喪失者 不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式第5号)(2) 住居喪失のおそれのある者 貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(様式第6号) |
|---|

生活困窮者住居確保給付金支給申請書

| | | | | |
|------|---|----|-----|-------|
| フリガナ | | | | |
| 氏名 | | | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | 満()歳 |
| 電話番号 | | 性別 | 男・女 | |

| | | | | | |
|--|--|---|---|---|----|
| 申立事項 | 2年以内に離職したこと | | | | |
| | 離職時期 | | | | |
| | 離職した事業所 | | | | |
| | 離職前に世帯の生計を主として維持していたこと | | | | |
| | 離職前の雇用状況等、世帯の生計を維持していた状況 | | | | |
| | 次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること(いずれか該当する方に記載) | | | | |
| | (1)住居を喪失していること | | | | |
| | 住居を喪失した時期 | | | | |
| | 喪失した住居の住所 | | | | |
| | 現在の状況 | | | | |
| | (2)住居を喪失するおそれがあること | | | | |
| | 現在の住所 | | | | |
| | 住居の家主等 | | | | |
| | 喪失するおそれのある住居の家賃額 | | | | |
| | 現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等 | | | | |
| 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること | | | | | |
| フリガナ | | | | | 合計 |
| 氏名 | | | | | |
| 続柄 | 本人 | | | | |
| 性別 | | | | | |
| 生年月日 | | | | | |
| 収入(月額) | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 預貯金等 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。 | | | | | |

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

亀山市福祉事務所長 殿

申請者氏名 記名押印又は署名 印

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第15条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第16条に基づき、亀山市福祉事務所から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第16条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する亀山市福祉事務所の長の指示に従わない場合は、支給を中止し
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

住居確保給付金支給対象者証明書

下記の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

亀山市福祉事務所長 印

(担当).....

(電話番号).....

本人関係

| | |
|------------|-------|
| フリガナ 氏名 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 現在の居所 | |
| 電話番号 | |

入居予定の賃貸住宅

| | |
|-------|-------|
| 名称 | |
| 所在地 | |
| 入居予定日 | 年 月 日 |

住居確保給付金支給予定額

| | | |
|-------|----|---|
| 支給予定額 | 月額 | 円 |
|-------|----|---|

(注意事項)

この証明書の有効期限は、入居予定日の1月後までとします。

求職申込み・雇用施策利用状況確認票(住居確保給付金・総合支援資金)

年 月 日

公共職業安定所 御中

(自立相談支援機関)

(担当・電話番号)

下記の者より { 住居確保給付金 / 総合支援資金 } の申請がありましたので、適正な決定及び実施のため、求職申込み及び雇用施策の利用状況を確認する必要があります。ついては、下記回答欄の事項についてご回答いただきますようお願いいたします。

申請者記入欄

上記制度を利用するために必要となる範囲内で、私の個人情報、亀山市、亀山市福祉事務所、社会福祉協議会及び公共職業安定所との間で相互利用されることについて了承します。

フリガナ
申請者 氏名 (自署又は記名押印)
生年月日
住所
電話番号

(注)住所欄は、現在の居住地(住居を喪失している場合は新たに住居を賃借しようとする市区町村名)を記載すること

公共職業安定所回答欄

求職申込み確認欄

| | |
|-----------|------------------|
| 求職申込み受理状況 | 求職中 ・ 新規求職申込みを受理 |
|-----------|------------------|

雇用保険の利用状況確認欄

| | |
|---------------|--|
| 雇用保険受給状況 | 受給資格決定済 ・ 支給中 ・ 支給終了 ・ 受給資格なし その他(1)() |
| 支給中の者の支給状況(2) | 直近の認定日時点での支給終了予定日 ____月____日 |

- 1 受給資格の有無が不明である場合、その事情を記入する。
- 2 次回認定日が最終の認定日である場合のみ記載すること。支給終了予定日とは支給終了時の認定対象期間の末日をいう。

雇用施策の利用状況確認欄

| 雇用施策の種類 | 利用の有無 | 備考(利用有の場合、必要に応じて、その利用状況の詳細を記入する。) |
|-----------|------------------------|-----------------------------------|
| 職業訓練受講給付金 | 有・無・訓練相談中・訓練申込中・その他() | 給付金の対象期間の末日(年 月 日) |
| (特記欄) | | |

公共職業安定所

年 月 日

名称

担当・電話番号



入居予定住宅に関する状況通知書

1. 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、亀山市または亀山市社会福祉協議会(初期費用を亀山市社会福祉協議会から借り受ける場合)が官公署から情報を求めることを同意します。
3. 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所、亀山市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

亀山市福祉事務所長 様

年 月 日

不動産媒介業者等
(商号又は名称)

(代表者名)

印

(代表者の生年月日)

年 月 日

(所在地)〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。
免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

入居予定者

| | |
|------|-----------------|
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 同居状況 | 単 身 ・ 複 数 (名) |

入居予定の賃貸住宅

| | |
|-------|-------------------------|
| 名称 | |
| 所在地 | |
| 家賃 | 円 |
| 入居予定日 | 年 月 日 (年 月 日までの 月 日間) |

- 1 住居確保給付金の支給額は、亀山市における住宅扶助に基づく額(限度額: _____円)を上限とし、収入に応じた額とする。
- 2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- 3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
- 4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください

| 初期費用 | | | |
|------|----------------------------|----------------|-------------------------|
| (1) | 家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃) | (| 円 月分 + 日割り 日分として) |
| | 共益費 | 円 | |
| | 管理費 | 円 | |
| | 敷金 | 円 | |
| | 礼金等 | 礼金円 その他 () | 円 |
| (2) | 媒介報酬額 | 円 | |
| (3) | 火災保険料 | 円 | |
| | その他 (入居保証料等) | 円 | |
| 合計 | | 円 | |

初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座

| | | | |
|-------------|------------------------|---|-------|
| 住居確保給付金の振込先 | 貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座 | 刀ガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号 | 普通・当座 |
| 初期費用(1)の振込先 | 貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座 | 刀ガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号 | 普通・当座 |
| 初期費用(2)の振込先 | 媒介業者の振込口座 | 刀ガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号 | 普通・当座 |
| 初期費用(3)の振込先 | 初期費用(3)に関する者の振込口座 | 刀ガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号 | 普通・当座 |

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

氏 名 印
住 所
電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を_____ (自立相談支援機関)に提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第6の13(3) から に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

(参考)生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第6の13(3) . 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式第2-1号)、(様式第2-2号)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1号)、(様式第2-2号)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等

個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等

暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等

暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等

暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等

役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等

役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等

役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等

暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

入居住宅に関する状況通知書

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
 2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
 また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、亀山市が官公署から情報を求めることを同意します。

亀山市福祉事務所長 様

年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

(代表者名)

印

(代表者の生年月日)

年

月

日

(所在地)〒

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第6の13(3) から に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者

| | |
|---------|----------|
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 同居状況 | 単身・複数(名) |
| 入居開始年月日 | 年 月 日 |

入居している賃貸住宅

| | |
|-----|---|
| 名称 | |
| 所在地 | |
| 家賃 | 円 |

- 1 住居確保給付金の支給額は、亀山市における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上限とし、収入に応じた額とする。
 2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
 3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

振込口座

| | | | |
|-------------|------------------------|-------|-------|
| 住居確保給付金の振込先 | 貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座 | フリガナ | |
| | | 口座名義 | |
| | | 金融機関名 | |
| | | 支店名 | |
| | | 口座種別 | 普通・当座 |

(裏面)

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所、亀山市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

氏 名 印
住 所
電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を(自立相談支援機関)に提出してください。

(参考)生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第6の13(3) . 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式第5号)、(様式第6号)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式第5号)、(様式第6号)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等

個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等

暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等

暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等

暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等

役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等

役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等

役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等

暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

第 号
年 月 日

様

(自立相談支援機関)



生活困窮者自立支援法第16条の規定に基づく報告等について(依頼)

生活困窮者自立支援法第16条に基づき、住居確保給付金の支給に関して必要がありますので、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、本市において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

記

(参考)生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)

(資料の提供等)

第十六条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

住居確保報告書

私は、下記のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

亀山市福祉事務所長 様

年 月 日

氏 名

印

電話番号

入居した賃貸住宅

| | |
|-----|-------|
| 名 称 | |
| 住 所 | 〒 |
| 入居日 | 年 月 日 |

総合支援資金(住宅入居費)(亀山市社会福祉協議会による貸付け)を利用した場合

| | |
|-----------------------|-------|
| 初期費用の貸付実行日 (資金振込日) | 年 月 日 |
|-----------------------|-------|

(注意事項)

- 1 この報告書は、入居日から7日以内に、住居確保給付金支給申請の手続を行った(自立相談支援機関)に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください(郵送可)。
- 2 住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居できない又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は必ず事前に(自立相談支援機関)に相談してください。

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金不支給通知書

年 月 日付で、貴方より申請された住居確保給付金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に亀山市長に対し異議申立てをすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、異議申立てをすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日又は前記の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に亀山市長を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日又は前記の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日又は前期の異議申立てをした場合は当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月(年 月家賃相当分) から
年 月(年 月家賃相当分) まで
- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
- 4 支給対象となる住宅 名称
所在地

(裏面)

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の から までの常用就職に向けた就職活動を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - 週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(様式第11号)」を提出してください。
- 3 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、(自立相談支援機関)に申し出てください。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に亀山市長に対し異議申立てをすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日又は前記の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に亀山市長を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。
 - ただし、この通知書を受け取った日又は前記の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日又は前期の異議申立てをした場合は当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

常用就職届

私は、就職活動を行った結果、下記のとおり期間の定めのない、又は6月間以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、住居確保給付金が支給中止となる収入要件を超える月収入が得られた場合は、収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給が中止されることについて了解します。

亀山市福祉事務所長 様

年 月 日

氏 名 印

住 所

電話番号.....

就職先

| | |
|--------------|-------|
| フリガナ 事業所名 | |
| 事業所の住所 | |
| 就職日 | 年 月 日 |

住居確保給付金の支給状況

| | |
|-------|--|
| 住宅入居日 | |
| 支給期間 | 年 月 (年 月家賃相当分) から 年 月 (年 月家賃相当分) まで |
| 支給額 | 月額 円 |

添付書類

収入見込額が確認できる書類

(注意事項)

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

職業相談確認票(住居確保給付金・総合支援資金)

氏名 _____
 住所 _____
 電話番号 _____

| | | | | |
|-------|---|---|---|------|
| 求職登録日 | 年 | 月 | 日 | 求職番号 |
|-------|---|---|---|------|

| 相談日 | 安定所 確認印 | 担当者名 | 支援内容 | 特記事項 |
|-----|------------|------|--|------|
| 年月日 | | | 1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講 | |
| 年月日 | | | 1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講 | |
| 年月日 | | | 1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講 | |
| 年月日 | | | 1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講 | |
| 年月日 | | | 1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講 | |
| 年月日 | | | 1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講 | |

公共職業安定所において支援(*)を受けた場合は、安定所担当者から所要事項の記入と確認印の押印をしてもらったうえで返却してもらうこと。(ひと月に最低2回以上の支援実績を記入すること)

* 公共職業安定所の支援とは、職業相談、職業紹介、安定所が実施する就職活動セミナーなど職業講習の受講のいずれかをいいます。

公共職業安定所において職業訓練の紹介又は訓練担当窓口への誘導を行った際、安定所担当者は特記事項欄にその旨記入してください。(特に求職者支援制度における職業訓練の受講申込書を交付した場合には、必ずその旨記入してください。)

本票は、自立相談支援機関の就労支援員等及び亀山市社会福祉協議会の相談員との毎回の面接時に必要になるので紛失しないよう注意すること。

公共職業安定所の記入・押印を受けた本票は、自立相談支援機関の就労支援員等及び亀山市社会福祉協議会の相談員との面接時に提示すること。

住居確保給付金常用就職活動状況報告書

年 月 日

(自立相談支援機関)

_____様

氏名 _____ 印
 住所 _____
 電話番号 _____

私は、常用就職に向けて、以下のとおり就職活動を行いましたので、報告します。
 なお、就職が決まったときは「常用就職届」を速やかに提出します。

1. 公共職業安定所を活用した就職活動

公共職業安定所へ通った回数 () _____ 回

うち公共職業安定所より紹介状を受けた件数 _____ 件

職業相談確認票(様式第12号)に記録した活動もカウントに含めること。

2. 就職活動状況 活動内容欄は左の該当する番号を記載すること。

| | | | | | |
|--|--------------------------------|------|----------|--------|--|
| 会社名 | | | | 求職先の内容 | |
| 住所・電話 | | | | 就業形態 | |
| | TEL : | | | 職種 | |
| 仕事内容 | | | | 勤務時間 | |
| 活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他) | 活動日 | 活動内容 | 具体的な活動内容 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 結果 | 月 日 | 採用 | 不採用(理由) | | |
| 探した方法 | 公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他() | | | | |

| | | | | | |
|--|-------|------|----------|--------|--|
| 会社名 | | | | 求職先の内容 | |
| 住所・電話 | | | | 就業形態 | |
| | TEL : | | | 職種 | |
| 仕事内容 | | | | 勤務時間 | |
| 活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他) | 活動日 | 活動内容 | 具体的な活動内容 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 結果 | 月 日 | 採用 | 不採用(理由) | | |

| | | | |
|--|--------------------------------|------|----------|
| 探した方法 | 公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他() | | |
| 会社名 | | | 求職先の内容 |
| 住所・電話 | | | 就業形態 |
| | Tel : | | 職種 |
| 仕事内容 | | | 勤務時間 |
| 活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他) | 活動日 | 活動内容 | 具体的な活動内容 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 結果 | 月 日 | 採用 | 不採用(理由) |
| 探した方法 | 公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他() | | |

| | | | |
|--|--------------------------------|------|----------|
| 会社名 | | | 求職先の内容 |
| 住所・電話 | | | 就業形態 |
| | Tel : | | 職種 |
| 仕事内容 | | | 勤務時間 |
| 活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他) | 活動日 | 活動内容 | 具体的な活動内容 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 結果 | 月 日 | 採用 | 不採用(理由) |
| 探した方法 | 公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他() | | |

| | | | |
|--|--------------------------------|------|----------|
| 会社名 | | | 求職先の内容 |
| 住所・電話 | | | 就業形態 |
| | Tel : | | 職種 |
| 仕事内容 | | | 勤務時間 |
| 活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他) | 活動日 | 活動内容 | 具体的な活動内容 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 結果 | 月 日 | 採用 | 不採用(理由) |
| 探した方法 | 公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他() | | |

住居確保給付金変更支給申請書

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、支給変更申請します。

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

氏 名 印
住 所

生年月日
電話番号

変更理由

| | |
|------|---|
| 変更理由 |) |
|------|---|

添付書類

- 1 家賃変更の場合
変更契約書等家賃の変更を証する書類
- 2 収入減少の場合(賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方)
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 3 転居した場合
 - ・貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
 - ・入居住宅に関する状況通知書(様式第6号)
 - ・転居先の賃貸借契約書等の写し

第 年 月 日 号

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金変更支給決定通知書

年 月 日付第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、年 月 日付住居確保給付金支給変更申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 変更支給額 月額 円
- 2 変更後の家賃に対する支給期間
年 月(年 月家賃相当分)から
年 月(年 月家賃相当分)まで
- 3 変更理由
- 4 対象となる住宅 名称
所在地

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に亀山市長に対し異議申立てをすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、異議申立てをすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日又は前記の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に亀山市長を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日又は前記の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日又は前期の異議申立てをした場合は当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給停止届

私は、下記のとおり公共職業安定所より職業訓練受講給付金事前審査通知書(該当)の交付を受け、職業訓練受講給付金を受給する予定ですので、届け出ます。

この届出によって、住居確保給付金の支給が停止されることについて了解します。

亀山市福祉事務所長 様

年 月 日

氏 名 印

住 所

生年月日

電話番号

職業訓練受講給付金手続状況

| | |
|-------------|-------|
| 事前審査通知書(該当) | 年 月 日 |
| 交付年月日 | |
| 申請番号 | |
| 訓練開始(予定)日 | 年 月 日 |
| 訓練修了(予定)日 | 年 月 日 |

住居確保給付金の支給状況

| | |
|-------|-------------------------|
| 支給開始月 | 年 月から (年 月家賃相当分から) |
| 支給額 | 月額 円 |

添付書類

職業訓練受講給付金事前審査通知書(該当)の写し
選考結果通知書の写し

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金支給停止通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を停止することとしたので通知します。

記

- 1 支給停止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給停止の理由 職業訓練受講給付金を受給する予定であるため

(注意事項)

- 1 停止期間中に常用就職した場合には、常用就職届を(自立相談支援機関)に提出して下さい。
- 2 職業訓練受講給付金の受給終了後、残月分の住居確保給付金の支給を受けることが可能です。希望する場合は、訓練修了日までに、「住居確保給付金支給再開届」を(自立相談支援機関)に提出して下さい。
- 3 訓練修了日までに「住居確保給付金支給再開届」の提出がない場合、中止決定を行う場合があります。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に亀山市長に対し異議申立てをすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、異議申立てをすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日又は前記の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に亀山市長を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日又は前記の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日又は前期の異議申立てをした場合は当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給再開届

私は、下記のとおり職業訓練受講給付金の受給が終了することになりましたので、届け出ます。

住居確保給付金の支給再開を希望します。

亀山市福祉事務所長 様

年 月 日

氏 名 印

住 所

生年月日

電話番号

職業訓練受講給付金受給状況

| | |
|-------------------------|-------|
| 申請番号 | |
| 最初に支給を受けた 支給単位期間の初日 | 年 月 日 |
| 最後に支給申請を行う 支給単位期間の末日 | 年 月 日 |

(添付書類)

- ・届出時に居住している住宅の賃貸借契約書の写し
- ・職業訓練受講給付金が不支給となった者については、公共職業安定所から送付を受けた「職業訓練受講給付金不支給決定通知書」

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金支給再開通知書

年 月 日第 号により支給停止した住居確保給付金について、
下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。

記

- | | | |
|----------|-------|-------------|
| 1 支給額 | 月額 | 円 |
| 2 支給再開時期 | 年 月分(| 年 月家賃相当分)から |
| | 年 月分(| 年 月家賃相当分)まで |

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金支給中止通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、
下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。

記

- 1 支給中止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給中止の理由

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に亀山市長に対し異議申立てをすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、異議申立てをすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日又は前記の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に亀山市長を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日又は前記の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日又は前期の異議申立てをした場合は当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)

| | | | | |
|------|---|----|-----|-------|
| フリガナ | | | | |
| 氏名 | | | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | 満()歳 |
| 電話番号 | | 性別 | 男・女 | |

| | |
|------------------|---------------|
| 申 立 事 項 | 期間(再)延長が必要な理由 |
| | |

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

| | | | | | |
|--------|----|---|---|---|----|
| フリガナ | | | | | 合計 |
| 氏名 | | | | | |
| 続柄 | 本人 | | | | |
| 性別 | | | | | |
| 生年月日 | | | | | |
| 収入(月額) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 預貯金等 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に就職活動を行うため、支給期間の(再)延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所、亀山市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

亀山市福祉事務所長 殿

申請者氏名

印

記名押印又は署名

(裏面)

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第15条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第16条に基づき、亀山市福祉事務所長から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第16条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する亀山市福祉事務所長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

(添 付 書 類)

- 1 誠実かつ熱心に就職活動を行っていたことを証する書類
(例) 職業相談確認票(様式第12号)
住居確保給付金常用就職活動状況報告書(様式第13号)
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入金額が確認できる書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金支給決定通知書 (期間 (再) 延長)

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月 (平成 年 月家賃相当分) から
年 月 (平成 年 月家賃相当分) まで
- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
- 4 支給対象となる住居 名称
所在地

(裏面)

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の から までの常用就職に向けた就職活動を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(様式第11号)」を提出してください。
- 3 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、(自立相談支援機関)に申し出てください。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に亀山市長に対し異議申立てをすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日又は前記の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に亀山市長を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日又は前記の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日又は前期の異議申立てをした場合は当該異議申立てに対する決定の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。